

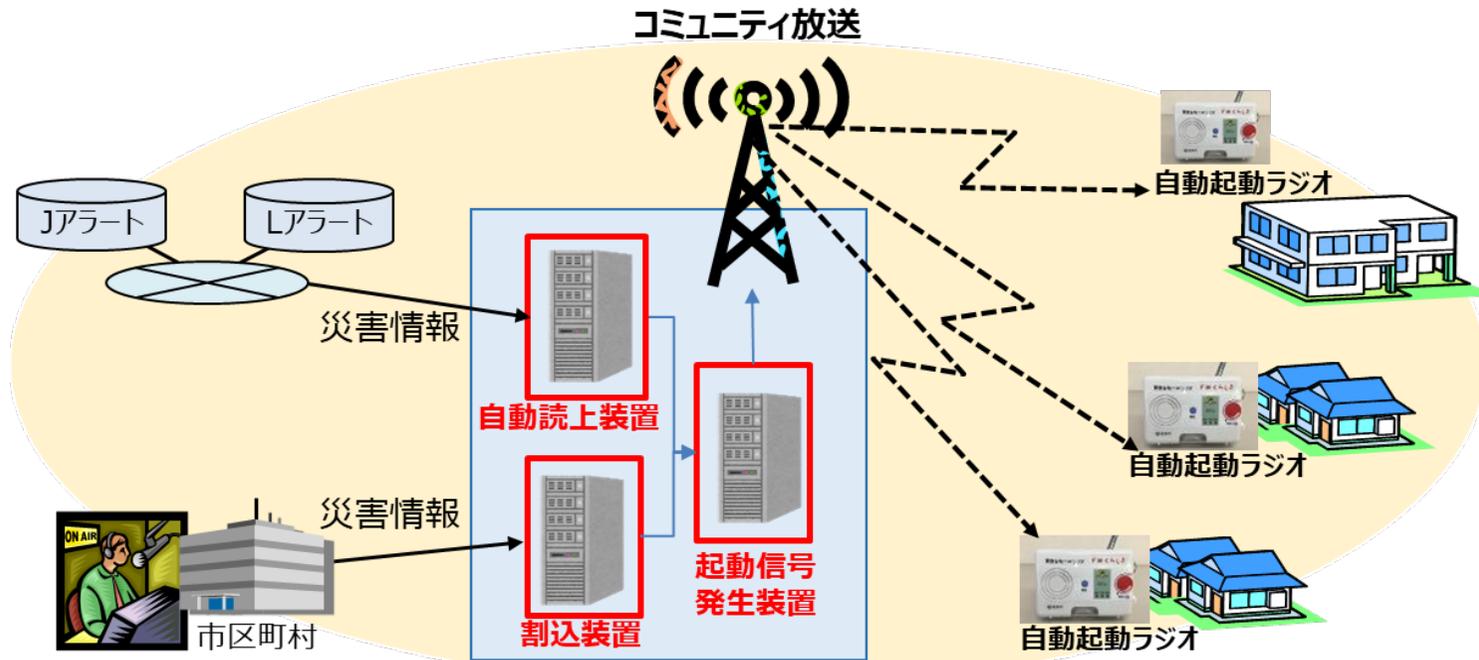
# 放送ネットワーク整備支援事業（災害情報等放送システム整備事業）

放送法施行規則第66条第5号に規定するコミュニティ放送を行うための設備について、災害情報や避難情報などの市町村から提供される重要な情報を即時に提供する自動読上装置等の整備を構築する事業であって、次の各号のいずれにも該当する地域において、コミュニティ放送事業者が行うもの。

- 一 市町村防災行政無線（同報系）が未整備の地域
- 二 自動起動ラジオ（コミュニティ放送に付加される信号によって制御されるラジオ）が未配備の地域

## スキーム（補助金）

- 1 事業主体  
コミュニティ放送事業者
- 2 補助対象  
起動信号発生装置  
自動変換・読上装置  
緊急割込放送設備
- 3 補助率  
2/3



イメージ図